

令和8年6月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(うち石油給湯機付ふろがま 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2 件
(うち温水式浴室換気乾燥暖房機 1 件、
温水式浴室換気乾燥暖房機(都市ガス用) 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が否かが特定できていない事故 13 件
(うち加湿器(スチーム式) 1 件、ノートパソコン 2 件、
リチウム電池内蔵充電器 3 件、電気洗濯乾燥機 1 件、電気ケトル 1 件、
エアコン(室外機) 1 件、スピーカー(充電式) 1 件、自転車 1 件、
電気冷暖房器 1 件、タブレット端末 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202400904、A202500111を除く。)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、上田(俊)、別所、箭竹、上田(謙)

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600193	令和8年3月4日	令和8年6月4日	石油給湯機付ふろがま	OTX-405AYV	株式会社ノーリツ	重傷1名	当該製品を使用中、浴槽の熱湯で火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月22日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400904	令和6年11月23日	令和6年12月5日	温水式浴室換気乾燥暖房機	BDV-4101WKN	株式会社ノーリツ	火災	発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、電源基板上のスイッチング素子(MOSFET)が短絡故障し、基板に過電流が流れて異常発熱して、焼損したものと推定されるが、スイッチング素子が短絡故障した原因は、スイッチング制御用抵抗のはんだ付け部に不具合が生じたことによる可能性が考えられるものの、スイッチング電源回路部の焼損が著しく、原因の特定には至らなかった。	東京都	令和6年12月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500111	令和7年4月29日	令和7年5月9日	温水式浴室換気乾燥暖房機(都市ガス用)	FD3517J3U(大阪ガス株式会社ブランド:型式161-H350)	株式会社ハーマン(大阪ガス株式会社ブランド)	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。調査の結果、当該製品は、電源基板上のアルミ電解コンデンサーが短絡して焼損及び周辺部材に延焼したものと推定されるが、電源基板の焼損が著しく、事故原因を特定することはできなかった。	京都府	令和7年5月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600188	令和7年12月 ※不明	令和8年6月4日	加湿器(スチーム式)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の中からこぼれたお湯がかかり、左足に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202600189	令和8年5月19日	令和8年6月4日	ノートパソコン	火災	当該製品をリュックサックに入れて移動中、異音とともに当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202600190	令和8年4月30日	令和8年6月4日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異臭がしたため確認すると、充電中の当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月25日
A202600191	令和8年5月21日	令和8年6月4日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	奈良県	令和8年6月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600192	令和8年5月22日	令和8年6月4日	ノートパソコン	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600194	令和8年5月18日	令和8年6月4日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年6月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600195	令和8年5月8日	令和8年6月5日	電気ケトル	火災	当該製品の電源プラグ及び電源のコンセントを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月15日
A202600196	令和8年4月25日	令和8年6月5日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月27日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600197	令和8年4月6日	令和8年6月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	令和8年4月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202600198	令和8年5月6日	令和8年6月5日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年5月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月25日
A202600199	令和8年5月16日	令和8年6月5日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、後輪のチェーンが外れ、転倒し、左肘を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202600200	令和8年5月23日	令和8年6月5日	電気冷暖風機	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202600201	令和8年4月16日	令和8年6月5日	タブレット端末	火災 軽傷1名	当該製品に他社製のACアダプター及びUSBケーブルを接続して充電中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山口県	令和8年5月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月28日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし